

川辺川ダム 強制収用を許さないための 事業認定・裁決申請学習会

弁護士 松野 信夫

2025年4月12日（主催） 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

憲法第29条

第1項 財産権は，これを侵してはならない

第3項 私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用いることができる

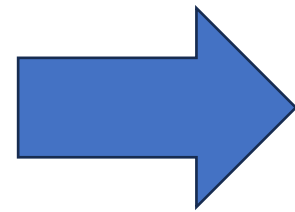
土地収用法第1条

公共の利益の増進と私有財産との調整

土地収用制度

2段階構えで慎重に行う仕組み

事業認定



収用裁決

(事業の公益性判断)

(補償額の算定)

土地収用制度

事業認定申請



事業認定申請書の公告・縦覧

- ・意見書の提出
- ・公聴会の開催請求



第三者機関からの意見聴取

- ・社会資本整備審議会からの意見聴取



事業認定の要件審査



事業認定告示

不服申立手段

① 不服申立による審査請求
(30日以内)

② 事業認定取消訴訟
(3か月以内)

原告適格が問題になる → 法律上の利益がある者

収用裁決

起業者

土地調書・物件調書の作成



裁決申請・明渡裁決の申立



裁決申請書等の公告・縦覧



裁決手続開始決定・登記



審理

・公開審理の請求



裁決

・その為の立ち入り
・調査・測量

・意見書の提出

不服申立手段

①不服申立による審査請求（30日以内）

②事業認定取消訴訟（3か月以内）

公益性の点はすでにクリアーしている建前であるが、実際には公益性の点も含めて追及する

①球磨川漁協の同意がなされたときには、その同意自体を争う

②熊本県の公金が使われるのであれば、公金支出の監査請求、住民訴訟

③工事差し止め請求訴訟

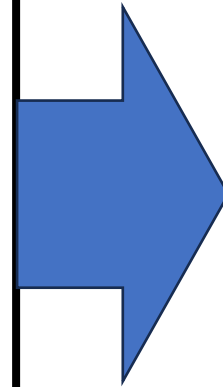
川辺川ダム

当初

實際上

特定多目的ダム

- ①治水
- ②利水
- ③発電
- ④流水の正常な機能維持



治水
だけが残った

河川整備基本方針

球磨川水系河川整備基本方針

2007年 5月策定

2021年12月変更

国交省「降雨量の増大を考慮し、流域治水の観点も踏まえた見直し」

人吉地点の設定流量

基本高水流量 7,000m³/秒 → 8,200m³/秒

計画高水流量 4,000m³/秒 据置

洪水調節流量(基本高水流量－計画高水流量)4,200m³/秒

河川整備計画

河川整備計画 2022年8月に策定

熊本県の要望

流水型ダム推進とともに「河道掘削，遊水池，輪中堤，宅地かさ上げ等の河川整備を迅速かつ着実に進める」



実際，一部の宅地かさ上げのみの実施

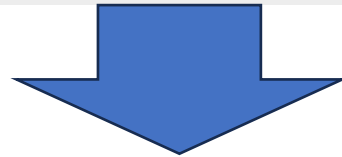
県はダムなし治水を放棄

球磨川水系工事実施計画に基づいた河川整備のみに留まる

環境アセス

九地整は2024年10月、評価レポート公表

- * 環境影響評価法に基づかない
- * 川辺川ダムはアセス法適用の前にできた計画だから
適用しないでよい
- * しかし、従前のダム計画と異なり、流水型ダムに変更



環境影響評価(アセス)法の適用は当然ではないか

川辺川ダム 事業認定から収用裁決の歴史

2001年11月	球磨川漁協総会で漁業補償案を否決
2001年12月	国交省は熊本県収用委員会に漁業権等の収用裁決申請
2002年 2月	県収用委員会で初審理
2003年 5月	川辺川ダム利水訴訟で農民が福岡高裁で逆転勝訴
2005年 9月	国交省が収用裁決申請を取り下げ
2020年11月	蒲島県知事は流水型ダム建設を表明

今後の闘い

いずれ九州地方整備局が国土交通大臣に対して
事業認定の申請をする

収用の対象は土地、漁業権

- 1 大声を上げる
- 2 全国的な闘いにする
- 3 裁判と運動との連携
- 4 長期戦覚悟

各地のダム問題

石木ダム（長崎県）

苦田ダム（岡山県）

徳山ダム（岐阜県）

大戸川ダム（滋賀県）

